特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	児童手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大町町は児童手当関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	システム操作者に守秘義務を課し、ID・パスワードにより操作者と操作する権限を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

佐賀県大町町長

公表日

平成29年6月29日

［平成26年4月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	大町町では、児童手当法に基づき、町内に居住する中学校を卒業する前の児童を養育する親からの申請を受け付け、受給者台帳に登録し、児童手当の支給に関する事務を行う。所得の状況に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判断し、手当を支給する。 具体的には、 ①児童を養育する親等からの認定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ②受給者から額改定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ③転出や死亡など住民票の異動に伴う申請を受け、受給資格を消滅 ④児童手当を受給者の口座へ振り込み（年3回（2月、6月、10月）に分けて、4か月分ずつ支給） ⑤年1回、現況届を受け付け、記入内容を受給者台帳へ登録し、当年度の所得に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判定 ⑥一定期間、現況届の提出がない場合、支払を差し止めし受給者へ通知 ⑦児童の年齢到達（中学校卒業）に伴い、受給資格消滅又は額改定を行い、受給者へ通知
③システムの名称	1. Acrocity児童手当 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
（1）児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一　第56項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二　第74項及び第75項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て・健康課子育て支援係
②所属長	子育て・健康課長　山﨑ひとみ
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画政策課まちづくり政策係　佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地　0952-82-3112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て・健康課子育て支援係　佐賀県杵島郡大町町大字大町5000番地　0952-82-3186

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成29年2月28日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成29年2月28日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月29日	5-①担当部署	保健福祉課福祉係	子育て・健康課子育て支援係	事後	H28.4.1機構改革による
平成29年6月29日	5-②所属長	保健福祉課長　山﨑ひとみ	子育て・健康課長　山﨑ひとみ	事後	H28.4.1機構改革による
平成29年6月29日	7　特定個人情報請求先	企画課企画係	企画政策課まちづくり政策係	事後	H28.4.1機構改革による
平成29年6月29日	8　問合せ先	保健福祉課福祉係	子育て・健康課子育て支援係	事後	H28.4.1機構改革による
平成29年6月29日	8　問合せ電話番号	0952-82-3185	0952-82-3186	事後	H28.4.1機構改革による